

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
有限会社 高原重機	北海道白糠郡白糠町西1条北1丁目1番地27

2 指名停止期間

林産物の売払い

平成26年11月10日 ~ 平成26年12月 9日 (1ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、北海道森林管理局根釧東部森林管理署の製品生産事業（平成26年7月1日付け契約 26年度根釧東部署養老牛地区保全整備事業（保育間伐）第6号）の請負事業において、事前に伐採区域の十分な確認を怠ったため、隣接する452か林小班を本来の事業地である452ほ林小班と誤認し、立木117本を伐採した。

参 考

物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領（抜粋）

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2関係）	
措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）